

令和8年度 熊本市特定障害福祉サービス等事業所指定要項

1 趣 旨

熊本市では事業所の地域偏在の解消に向けて、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない、総量規制を実施しております。

総量規制の対象とするサービスについては、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に定める各年度の利用者数の見込みから区毎の指定必要量を設定し、指定を行います。

2 内 容

(1) 指定を行うサービス（総量に制限があるサービス）

就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービス、共生型サービスを除く）

(2) 指定必要量

区毎に以下の数の範囲内で事業所の指定を行います。なお、令和6・7年度は終了しました。

【令和6年度】	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	生活介護	児童発達支援	放課後等 デイサービス
中央区	0	終了しました			2
東区	1				3
西区	0	1	0	1	2
南区	0	0	0	1	2
北区	0	0	0	2	2

【令和7年度】	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	生活介護	児童発達支援	放課後等 デイサービス
中央区	0	1	1	2	5
東区	1	終了しました			9
西区	0				3
南区	0	0	0	3	6
北区	0	1	0	3	5

【令和8年度】	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	生活介護	児童発達支援	放課後等 デイサービス
中央区	0	0	0	1	3
東区	1	1	0	1	8
西区	0	0	0	1	3
南区	0	0	0	1	3
北区	0	0	0	2	5

※ A型、児童発達支援、放課後等デイサービスは定員10名。B型、生活介護は定員20名。

(3) 申請者要件

法人であること。市税の滞納がない者であること。また、就労継続支援 A 型事業については、社会福祉事業のみを行う法人であること。

(4) 開所時期（定員増も含む）

令和 8 年度中

※本要項に規定するサービス以外の指定に係る相談については、随時受け付けます。メールにて相談予約をお願いします。

3 手 続

指定を希望する事業者は、以下のとおり（1）事前面談のうえ、（2）申請手続きを行ってください。

※原則、1 法人につき 1 事業の申請となります。（利用定員増含む）

※別法人であっても代表や経営に関係する役員が重複している場合は、同一法人とみなします。

※既設の事業者においては、事前面談の後、適正な運営がなされていることを確認するために運営指導を行います。

(1) 事前面談 （面談日の予約は、先着順です。）

事前面談は、審査基準に沿って聞き取りを行うため、原則代表者、管理者又はサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者など、事業の運営等についての説明やこちらからの質問に回答ができる方の出席をお願いします。審査基準については、「特定障害福祉サービス事業審査基準」及び「特定障害児通所支援審査基準」をご参照ください。

なお、面談のために来課される人数は、最大 **2 名**とさせていただきます。あらかじめ障害者総合支援法、児童福祉法や同法に基づく基準や本市条例、関係する告示等について確認いただき、ご理解のうえお越してください。

○申込方法：電子申請

○申込期間：令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 7 年 8 月 1 8 日（月）の 2 3 時 5 9 分まで

申込期間中に申込がなかった場合は、面談はできません。

原則、上記申込期間をもって令和 8 年度開所希望の募集は締め切ります。

ただし、募集枠に余剰が出た場合は、改めて市ホームページにて募集を行う場合があります。

○電子申請の入力内容

【全サービス共通】 ・事前面談希望日調査 ・指定希望等確認票 ・事業所の基本方針等確認書

【就労継続支援 A 型及び B 型】 ・就労継続支援事業概要（一部）

○面談場所

熊本市中央区大江 5 丁目 1 番 1 号 ウェルパルクまもと 3 F

熊本市 障がいサービス課

○面談日

【就労継続支援 A 型及び B 型】

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 5 日（金）

【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

令和 7 年 8 月 2 8 日（木）から令和 7 年 9 月 2 6 日（金）

○事前面談当日に提出していただく書類

【就労継続支援 A 型及び B 型】

- ① 収支予算書（就労継続支援）
- ② 就労継続支援事業概要
- ③ 直近の決算書類（決算書類がない場合は、運営資金を確認できる通帳の写し等）
- ④ 市税滞納有無調査承諾書（市内に主たる法人住所がある場合のみ。市外の場合は、各自治体が発行する証明書）
- ⑤ 他自治体で既に指定を受けている事業者については、管轄の自治体より受けた運営指導の結果通知及び改善報告書（第 3 者評価を受けている場合は、その結果）

【児童発達支援及び放課後等デイサービス】

- ① 収支予算書（利用見込がわかる場合は「利用予定名簿」を提出してください。既存の事業所は、昨年度の実績表「【障害児通所支援】利用実績」も提出してください。）
- ② 直近の決算書類（決算書類がない場合は、運営資金を確認できる通帳の写し等）
- ③ 市税滞納有無調査承諾書（市内に主たる法人住所がある場合のみ。市外の場合は、各自治体が発行する証明書）
- ④ 他自治体で既に指定を受けている事業者については、管轄の自治体より受けた運営指導の結果通知及び改善報告書（第 3 者評価を受けている場合は、その結果）
- ⑤ 支援プログラム
- ⑥ その他説明で使いたい資料等

なお、支援プログラム作成にあたっては、こども家庭庁 HP に掲載されている以下の手引きをご確認ください。

〈こども家庭庁 HP〉

[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について | こども家庭庁 \(cfa.go.jp\)](https://cfa.go.jp) → 通知・事務連絡

→ 児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引きについて

- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて
- ・ 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き
- ・ 【別添資料1】支援プログラム参考様式
- ・ 【別添資料2】支援プログラム様式パターンのイメージ

(2) 申請手続

指定申請の手続については、面談後、令和7年11月を目途に当課よりお送りするメールの内容を確認のうえ、指定申請書一式を提示する期日までにご提出ください。この時点で総量規制の枠を確保します。

ただし、提示する期日までに指定申請書一式の提出がない場合は、確保している枠を取り消します。また、当初の計画より運営に大きな影響を及ぼす事項（人員等）が変更になった際も、確保した枠を取り消す場合があります。

(3) 申請後の流れ

○関係法令の適合確認

使用する建物について、建築基準法及び消防法に適合していることが確認できる書類をご提出ください。

- ・〈建築基準法〉【建築士からの証明書又は建築確認済証】
- ・〈消防法〉【検査済証】

○現地確認

支援が行える状態に整備された後、開所予定場所の現地確認を実施します。

現地確認は、管理者及びサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の立ち合いをお願いします。その際に、全従業員の雇用契約書及び採用条件通知書、資格証、研修修了証等の原本、各種マニュアル等を確認します。

○処理期間

申請から指定の決定までに最長1か月半程度の期間を要します。また、指定申請書類の不備等により事務処理に想定の期間を超える時間を要した場合は、事業開始の予定時期について、ご希望に添えないことがあります。

(4) その他留意事項

総量規制の枠がなくなったことによる事業計画の中止や、指定を受けられない場合の損害等について、本市は一切責任を負いません。

また、本要項を十分にご理解のうえお手続きいただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】熊本市健康福祉局 障がい者支援部 障がいサービス課

【メールアドレス】shougaiservice@city.kumamoto.lg.jp

※本要項に関するお問い合わせについては、メールでのみお受けいたします。電話や予約なしの来課には対応できかねます。

※その際、必ずメールの件名を「【総量規制】《指定希望のサービス名》に関する質問」としてください。